

保育の必要性の認定事由及びその基準

事 由		基 準
①就労等 (月 60 時 間以上)	家庭外労働	家庭の外で仕事をしている（会社勤務等）（月 60 時間以上）
	家庭内労働	家庭の中で日常の家事以外の仕事をしている（自営業等）
②妊娠・出産		妊娠中である又は出産後間がない（出産日前後各 8 週間）
③疾病・障がい		病気、負傷、心身に障がいがある
④介護等		長期にわたり病気又は障がいを有する同居親族等がおり、常時介護・看護にあたっている
⑤災害復旧		火災・風水害・地震その他の災害の復旧にあたっている
⑥求職活動		求職活動を行っている（求職期間は入所月を含む 2 ヶ月間）
⑦就学		就学（職業訓練を含む）している